

# ご旅行条件書(募集型企画旅行用)

この旅行は、株式会社タビックスジャパン[東京都中央区八丁堀 1-2-8・観光庁長官登録旅行業第 2066 号](以下「当社」といいます)が企画・募集・実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様はお客様旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。この書面は、旅行業法第 12 条 4 に定める取引条件説明書面及び旅行契約が成立したときは、同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

1. 旅行代金  
旅行代金は各コースごとに表示されています。出発日と利用人数でご確認下さい。また、子供代金は特別注釈のない場合、旅行開始前中満 3 歳以上 12 歳未満のお子様にご適用致します。海外の場合は満 2 歳以上 12 歳未満のお子様にご適用致します。子供代金も適用にならない場合であっても座席を使用する場合は、子供料金を申し付けます。

2. 旅行のお申込みと契約の成立時期  
(1) ご来店にてご予約の場合、当社所定の旅行申込書(所定事項を記入の上、申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金又は取消料若しくは運送料のそれぞれ一部又は全部として取扱いします。旅行予約は当社の承諾と申込金の受取をもって成立するものとする。)

(2) 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して 5 日以上(以下「(1)の手続きが必要とする。この期間内(1)の手続きがなされない場合は予約はなかったものとして取扱いします。旅行予約は当社の承諾と上記の申込金の受取をもって成立するものとする。)

(3) 通称旅行より旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件  
① 当社は、当社が主催するレジャーセンター会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より、会員の署名をなくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けるとする条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約(以下「通信契約」といいます。)を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取付契約を含む加盟店がなしに等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

② 通信契約の申込みの際は、会員は申込みをようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただけます。

③ 通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発送した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知を電子メール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到達したときに成立します。

④ 通信契約の「カード利用日」は、会員及び当社が募集型企画旅行契約に基づき旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出があった日となります。

(4) 身体に障害のある方、健康を害している方、妊娠の方、補聴器使用者の方、その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申しください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

(5) 団体グループの場合のお申し込みは、その代表者を契約責任者として、契約の締結及び解除に関する契約取引を行います。

3. 残金のお支払い  
旅行代金からお申込金を差し引いた残金を、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 14 日目(に当たる日から 7 日目(に当たる日まで(場合によっては遅くとも前日まで)にお支払いください。

4. 追加料金  
追加料金とは、航空会社の選択、航空便の選択、航空機の等級の選択、宿泊ホテルの指定の選択、1 人部屋追加料金、延泊による宿泊料金、平日・休前日の選択、出発・帰着曜日の選択等により追加する代金となります。なお、申込金、取消料、送附料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。

5. お申込み条件  
(1) 15 歳未満の方のご参加は親権者の同行が必要です。15 歳以上 20 歳未満の方のご参加は親権者の同意書が必要で、場合により、同伴者の同行等を条件とする場合があります。

(2) ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、ご参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。

(3) 身体に障害のある方及び血圧異常、心臓病等現在健康を害している方は、その旨お申し出ください。健康を害している方は、医師の診断書を提出していただけます。団体行動に支障をきたす当社が判断する場合は、同伴者の同行等を条件とする場合や、ご参加をお断りする場合があります。

(4) 当社は旅行中にお客様が疾病、傷害、その他の事由により医師の診断又は加療を要すると判断する場合は、必要な措置を取ることがあります。これにかかると一切の費用はおお客様の負担となります。

(5) お客様の都合による旅行断りは原則としてできません。

(6) お客様の都合により旅行の日程から離脱する場合には、その旨及び帰郷の有無について必ず添乗員又は係員にご連絡いただけます。

(7) 他の旅行者に迷惑を及ぼし又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認め

られるときは、お申込みをお断りする場合があります。

(8) お客様が暴乱団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断した場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(9) お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して偏見的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(10) お客様が風説を流布し、偽装若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(11) その他当社の業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りする場合があります。

6. 確定書面(最終日程表)  
確定した旅行日程、主要な運送機関の名称及び宿泊ホテル名が記載された確定書面(最終日程表)は遅くとも旅行開始日の前日までにごお渡しします。(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目(に当たるまで)にお渡しできるよう努力します)ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目(に当たる日)以降に募集型企画旅行契約の申込みがなされた場合には旅行開始日当日にお渡しすることがあります。また、交付期日前であってもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。

7. 旅行代金に含まれるもの  
(1) 利用運送機関の運賃・料金  
旅行日程で明示した運送機関の運賃・料金(運送機関の課す付加運賃・料金〔原価の水準の異常な変動に対応する為、一定の期間及び一定の条件下に限りあらかじめ旅行者に一律に課せられるものに限る〕を含みません。)コースにより等級が異なります。特に表示のないときは、航空機の場合はエコノミークラス、鉄道は普通車を利用します。

(2) バス料金  
旅行日程で明示した送迎バス料金、都府県移動バス料金、観光バス料金

(3) 宿泊料金  
旅行日程で明示したホテルの宿泊料金及び税・サービス料金(洋室の場合 2 人部屋に 2 名、単室の場合 4 人部屋に 4 名、個室を基準とします。)

(4) 食料料金  
旅行日程で明示した食事の料金及び税・サービス料金

(5) 観光料金  
旅行日程で明示した観光に伴う入場料金及びガイド料金

(6) 手荷物料金  
お一人様スーツケース 1 個の手荷物の全行程中の運搬雑費(重量は身の回り品を含めて 20kg まで。ただし、運送機関によって異なりますので詳しくは係員にお問い合わせください。なお、手荷物の運送は当該利用運送機関が行い、当社は運送機関への運送委託手続きを代行するものです。)

(7) 添乗サービス料金  
添乗員が同行する場合にあっては、それにかかる必要経費

(8) 団体内でのチップ

8. 旅行代金に含まれないもの  
前項のほかは旅行代金の中含まれていません。その一部を例示します。  
(1) 超過手荷物料金(規定の重量、容積、個数を超える分について)  
(2) 飲食代、クリーニング代、電報、電話料、ホテルのルームサービス代等に対するチップ、その他助成金食費等個人の対外的消費費用及びそれに伴うサービス料  
(3) 傷害、疾病に関する治療費  
(4) 渡航手續費(旅行券印刷代、保証代、査証料、予約手数料料金、傷害・疾病保険料及び渡航手續料等)  
(5) 日本国内の旅客サービス施設使用料(空港施設使用料)  
(6) 日本国内における自宅から発着空港までの交通費、宿泊費  
(7) 希望するオプションメニューの追加料金  
(8) 税金(旅行日程で明示した都市の空港税等)  
(9) 運送機関の課す付加運賃料金(原価の水準の異常な変動に対応する為、一定の期間及び一定の条件下に限りあらかじめ旅行者に一律に課せられるものに限る)※一部のコースを除く

9. 旅行券内容の変更  
当社も、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画に於かない運送サービスの提供(遅延、目的地空港の変更等)その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由などを説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後にご説明します。

10. 旅行代金の額の変更  
(1) 当社は、利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経路情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額されるときは、その増額又は減額される金

額の範囲内で旅行代金の額を増加し、又は減少することがあります。

(2) (1)の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目(に当たる日より前)お客様への旨を通知いたします。

(3) (1)の定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運賃・料金の減少額に旅行代金を減額します。

(4) 当社は、上記 9 に基づき契約内容の変更により旅行の実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、送附料その他の既支払、又はこれらを支払わなければならない費用を含みます。)の減少又は増加が生じる場合(費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の施設備の不足が発生したことによる場合は除きます。)には、当該契約内容の変更の際この範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。  
(5) 運送、宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる募集型企画旅行で、旅行契約の成立後当該旅行の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更となったときは、旅行代金の額を変更することがあります。

11. お客様の交替  
お客様は予め当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡すること(お客様の交替)ができます。この場合、当社所定の用紙にご所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。その際、旅前指定の手数料をお支払いいただきます。

12. お客様による旅行契約の解除  
(1) お客様は、いつでも次に定める取消料を当社に支払って募集型企画旅行契約を解除することができます。通称旅行を解除する場合にあっては、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名をなくして取消料の支払いを受けます。又、旅行契約が成立後コース及び出発日等を変更された場合も下記の取消料の対象となります。

①【海外旅行の場合】本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する場合と本邦外へ出発地及び到着地とする場合。(2)〜(4)に掲げる旅行契約を除く)  
旅行契約の解除期日  
右記以外の旅行の取消料  
PEX運賃等を利用する旅行の取消料(注2,3)

1. 旅行契約締結後解除する場合(2〜6を除く)  
旅行契約締結時の航空券取消料等の額

2. 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 40 日目(に当たる日)以降(3〜5を除く)(注1)  
左記又は旅行契約締結時の航空券取消料等とのいずれか大きい額

3. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30 日目(に当たる日)以降(4〜5を除く)  
旅行代金の 20%

4. 旅行開始日の前夜以降(5を除く)  
旅行代金の 50%

5. 旅行開始後又は無連絡不参加の場合  
旅行代金の 100%

注1:ピーク時とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで、7月20日から8月31日までをいいます。  
注2:航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件となる航空券(PEX運賃等)を利用する募集型企画旅行契約であって、当該コースにて当該航空券が利用されること、航空会社の名称並びに当該航空券に關して航空会社が定める取消手数料、送附料、払戻手数料、その他の航空運送契約の解除に要する費用の条件及び金額を明示した場合に適用します。  
注3:航空券取消料等の額が旅行契約の取消料となる場合に、発券した航空券の運賃種別を解除することを希望するお客様は販売店にお申し出ください。利用航空会社の航空券取消条件はそれぞれその航空会社のウェブサイトでご確認頂けます。不明な点は販売店にお問い合わせください。

注1:ピーク時とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで、7月20日から8月31日までをいいます。  
注2:航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件となる航空券(PEX運賃等)を利用する募集型企画旅行契約であって、当該コースにて当該航空券が利用されること、航空会社の名称並びに当該航空券に關して航空会社が定める取消手数料、送附料、払戻手数料、その他の航空運送契約の解除に要する費用の条件及び金額を明示した場合に適用します。  
注3:航空券取消料等の額が旅行契約の取消料となる場合に、発券した航空券の運賃種別を解除することを希望するお客様は販売店にお申し出ください。利用航空会社の航空券取消条件はそれぞれその航空会社のウェブサイトでご確認頂けます。不明な点は販売店にお問い合わせください。

②【海外旅行の場合】(買切航空機を利用する募集型企画旅行契約)  
旅行契約の解除期日  
取消料

1. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 90 日目(に当たる日)以降に解除する場合(2〜4を除く)  
旅行代金の 20%

2. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30 日目(に当たる日)以降に解除する場合(3〜4を除く)  
旅行代金の 50%

3. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20 日目(に当たる日)以降に解除する場合(4を除く)  
旅行代金の 80%

4. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 3 日目(に当たる日)以降に解除又は無連絡不参加の場合  
旅行代金の 100%

注1:ピーク時とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで、7月20日から8月31日までをいいます。

③【海外旅行の場合】海外旅行日程中3泊以上のクルーズ日程を含む場合(次項に掲げる旅行契約を除く)  
別途お渡しする取消料規定(シフレット等)に準拠する場合を含みます。)によります。

④【海外旅行の場合】(本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約)  
当該船舶に係る取消料の規定によります。

⑤【国内旅行の場合】(次項に掲げる旅行契約を除く。)

旅行契約の解除期日  
右記以外の旅行の取消料  
PEX運賃等を利用する旅行の取消料(注12)

1. 旅行契約締結後解除する場合(2〜6を除く)  
旅行契約締結時の航空券取消料等の額

2. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20 日目(に当たる日)以降(4〜6を除く)  
旅行代金の 20%

3. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目(に当たる日)以降(4〜6を除く)  
旅行代金の 30%

4. 旅行開始日の前日  
旅行代金の 40%

5. 旅行開始当日(6を除く)  
旅行代金の 50%

6. 旅行開始後又は無連絡不参加の場合  
旅行代金の 100%

注1:航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券(PEX運賃等)を利用する募集型企画旅行契約であって、当該コースにて当該航空券が利用されること、航空会社の名称並びに当該航空券に關して航空会社が定める取消手数料、送附料、払戻手数料、その他の航空運送契約の解除に要する費用の条件及び金額を明示した場合に適用します。  
注2:航空券取消料等の額が旅行契約の取消料となる場合に、発券した航空券の運賃種別を解除することを希望するお客様は販売店にお申し出ください。利用航空会社の航空券取消条件はそれぞれその航空会社のウェブサイトでご確認頂けます。不明な点は販売店にお問い合わせください。

⑥【国内旅行の場合】(買切船舶を利用する募集型企画旅行契約)  
当該船舶に係る取消料の規定によります。

(2) 当社の責任とならない各種ローンの取扱い上及びその他機手続上上の事由に基づきお取直ししたる場合も、上記の取消料をお支払いいただきます。

(3) ご変更及びお取直しにつきましては、営業時間内にお申込みの販売店にお申し出いただけます。

(4) お客様は、次に掲げる場合においては、(1)の規定にかかわらず旅行開始前にお取消料を支払うことなく募集型企画旅行契約を解除することができます。

① 当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が 22. (3)項の下表左欄に掲げるものその他の重要な変更となるときに限ります。

② 上記 10.(1)の規定に基づいて旅行代金が調整されたとき。

③ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが増大したとき。

④ 当社が旅行者に対し、上記 6. の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。

⑤ 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

(5) お客様は旅行開始前において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、(1)の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの受取を拒否することができることとなった部分の契約を解除することができます。

(6) 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して、取消料、送附料その他の既支払、又はこれらを支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものではない)に限り、を差し引いたものをお客様に払い戻します。

13. 当社による旅行契約の解除(旅行開始前)  
(1) 当社は、次に掲げる場合において、お客様ご理由を説明して、旅行開始前募集型企画旅行契約を解除することができます。

① お客様が当社にあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の

- 条件を満たしてはいないことが判明したとき。
- ②お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
  - ③お客様が他のお客様と迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
  - ④お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、募集型企画旅行予約から従った旅行サービスの提供を中断し受けられるために必要な措置を講ずること。
  - ⑤(2)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行います。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限と定めるよう努めます。
  - ⑥個人型プランでは添乗員等は同行しません。添乗員等が同行しない場合はお客様ご自身で旅程管理をお願いします。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン券類をお渡し致しますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行って頂きます。宿泊・交通機関等のサービス提供の中止(代替サービスの手配を含む)やお客様のご都合で旅程を中止する場合、お申込みの販売店へご連絡ください。尚、販売店が休業日又は営業時間外にて連絡が不可能な場合は、お客様ご自身でサービス提供機関(宿泊・交通機関)へ取消連絡や取消処理をお願いします。万が一取消連絡や取消処理をされなかった場合は、権利放棄となり一切の返金等を受けられませんのでご注意ください。
18. お客様の保護措置の実施  
 当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該保護に要した費用はお客様のご負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払うなければなりません。
19. 当社の責任  
 (1)当社は、募集型企画旅行予約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者(以下「手配び行者」といいます。)が故意又は過失によりお客様に損害をえたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日より起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

20. お客様の責任  
 (1)お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
21. 特別賠償  
 1. 当社は、(1)の規定に基づいて募集型企画旅行予約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。
2. 当社は、(1)の規定において、当社が、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から旅行代金に関する手数料を差し引いた額を差し戻し、又はこれらを支払うなければならぬ費用に係る金額を差し戻したものを旅行者に払い戻します。
22. 旅行代金の払い戻し  
 (1)当社は、10.(3)～(5)の規定により旅行代金が減額された場合又は12.13.14の規定により募集型企画旅行予約が解除された場合において、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始日の解除による払戻しについては解除の日から起算して7日以内、減額又は旅行開始後の解除による払戻しについては解除の日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。
23. クーポン券類の引渡し後の払戻しについては、お渡ししたクーポン券類が必要となります。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払戻しができないことがあります。

24. 団体グループの契約  
 (1)当社は、団体グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
25. 旅行業務取扱管理者について  
 (1)当社は、旅行業務取扱管理者の氏名(南支ンフレット)募集広告申込書等で確認させていただきます。
26. 旅行業務取扱管理者について  
 (1)当社は、旅行業務取扱管理者の氏名(南支ンフレット)募集広告申込書等で確認させていただきます。

27. 旅行業務取扱管理者について  
 (1)当社は、旅行業務取扱管理者の氏名(南支ンフレット)募集広告申込書等で確認させていただきます。
28. 旅行業務取扱管理者について  
 (1)当社は、旅行業務取扱管理者の氏名(南支ンフレット)募集広告申込書等で確認させていただきます。

変更種別の変更、又は必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
[1]契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
[2]契約書面に記載した入場する観覧地又は観覧施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的の変更	1.0	2.0
[3]契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金とのへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
[4]契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
[5]契約書面に記載した本邦内での旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
[6]契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
[7]契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0	2.0
[8]契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
[9]前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事実の変更	2.5	5.0

- (注)1)旅行開始前の変更、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合又は、旅行開始後とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。
- (注)2)確定書面に交付された場合には、「契約書面」とするのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取扱いします。
- (注)3)第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取扱いします。
- (注)4)第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合は適用しません。
- (注)5)第7号の宿泊機関の等級は、旅行予約締結の時点で契約書面に記載しているリスト又は当社の営業所若しくは当社のウェブページで閲覧可能としているリストによります。
- (注)6)第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が一乗船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗船等又は一泊につき一件として取扱いします。
- (注)7)第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。
29. その他  
 (1)当社よりなる場合でも旅行の再実施はいたしません。
- (2)お客様が旅行申込書にお客様のローマ字氏名を記入されたときには、パスポートに記載されているとおりにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合には、航空券の発行済みのほか宿泊機関等への連絡が必要となり、航空券等の再発行が必要があり、当社所定の取解料(12 項目額)をいただきます。また、運送・宿泊機関により氏名の訂正が認められず、キャンセル料が発生する場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手回しご自身のお手配、その手続は、お土産店、空港へお送り手続き方法をご確認の上、お客様ご自身の責任で行ってください。キャンセル料は団体旅行より日本へ帰航が禁止されている品物がございまして、ご購入には十分ご注意ください。
- (3)この条件書ごとの希望は当社旅行業務取扱募集型企画旅行予約の取り扱いは、旅行業務取扱管理者にご質問ください。当社旅行業務取扱募集型企画旅行予約の取り扱いは、旅行業務取扱管理者にご質問ください。

- 旨を明示した場合に限り、企画旅行参加中とはなりません。
- (6)お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他の反社会的勢力(以下、反社会的勢力)に該当すると思われること、又は反社会的勢力に資金の提供及び便宜を供与する等の関与をしていると認められること、若しくはこれらの勢力を不当に利用していると認められること又は、これらの勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると思われることがある場合、上記(1)の規定にかかわらず当社が補償金及び損害賠償金等を支払わないことがあります。
22. 旅程保証  
 (1)当社は、下記表(3)の左欄に掲げる契約内容の重要な変更(サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の設備の不足が発生したことによるもの以外の、次の各号に掲げる変更を除きます。)(が生じた場合は、旅行代金と同様右欄に記載する率を各自で得た額の変更補償金を旅行終了後の翌日から起算して30日以内にお客様に対して支払います。
- ①次に掲げる事由による変更  
 イ天災地変、口喧嘩、ハ暴動、ニ官公署の命令、ホ運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止  
 へ当社の運送サービスによる運送サービスの提供、トお客様の生命または身体の安全確保のために必要な措置
- (2)上記のほか、当社が一つの募集型企画旅行予約につき支払う変更補償金の額は、旅行代金の15%を乗じて得た額を上限とします。また、一つの企画旅行予約につき支払う変更補償金の額が1000円未満であるときは、変更補償金は支払いません。
- (3)変更補償金

- (1)当社及び販売店が、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただき(ほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等(主要な運送・宿泊機関については各スケジュール表に記載されています。))の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続(以下「手配等」といいます。))に必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社及び販売店が、将来、よりよい旅行商品の開発のためのマーケティング分析や、当社及び提携する企業の商品やサービスのご案内、旅行参加のご案内や各種アンケートのお願い、特典サービスの提供等、をお客様にご提供するのために、お客様の個人情報を活用させていただくことがあります。
- (2)当社は、お申し込みいただいた旅行の手配のために、運送・宿泊機関・保険会社等及び手配び行者(必要な場合に限る)に対し、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。
- (3)当社は旅行先でのお客様の買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。
- (4)当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡に必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で共同で利用させていただくことがあります。
- (5)上記(1)～(4)についてお申込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様ご同意いただくものとします。
28. 旅行条件の基準日  
 この旅行条件の基準日は画面及びパンフレット「募集広告」日程表等に明示いたします。
29. その他  
 (1)当社よりなる場合でも旅行の再実施はいたしません。
- (2)お客様が旅行申込書にお客様のローマ字氏名を記入されたときには、パスポートに記載されているとおりにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合には、航空券の発行済みのほか宿泊機関等への連絡が必要となり、航空券等の再発行が必要があり、当社所定の取解料(12 項目額)をいただきます。また、運送・宿泊機関により氏名の訂正が認められず、キャンセル料が発生する場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手回しご自身のお手配、その手続は、お土産店、空港へお送り手続き方法をご確認の上、お客様ご自身の責任で行ってください。キャンセル料は団体旅行より日本へ帰航が禁止されている品物がございまして、ご購入には十分ご注意ください。
- (3)この条件書ごとの希望は当社旅行業務取扱募集型企画旅行予約の取り扱いは、旅行業務取扱管理者にご質問ください。当社旅行業務取扱募集型企画旅行予約の取り扱いは、旅行業務取扱管理者にご質問ください。